

旭川医科大学予算管理細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年3月13日学長裁定)

旭川医科大学予算管理細則の一部を改正する細則

旭川医科大学予算管理細則(平成27年12月9日学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第2条(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(予算編成方針案)</p> <p>第3条 学長は、会計規程第10条第1項に規定する予算編成方針案の作成にあたり、事前に<u>大学運営会議に諮るものとする。</u></p> <p>2 学長は、予算編成方針を会計規程第8条第2項に規定する予算責任者(以下「予算責任者」という。)に示さなければならない。</p> <p>(予算案の作成)</p> <p>第4条(略)</p> <p>1・2(略)</p> <p>3 予算総括責任者は前項の規定により提出された予算案に基づき、会計規程第11条第1項に規定する予算案を作成し、学長へ提出するにあたり、事前に<u>大学運営会議に諮るものとする。</u></p> <p>4(略)</p>	<p>第1条～第2条(略)</p> <p><u>(委員会の設置)</u></p> <p>第3条 本学に、<u>予算案、人員管理等に関する事項を審議するため、財務委員会(以下「委員会」という。)</u>を置く。</p> <p><u>2 委員会の職務、構成その他必要な事項は別に定める。</u></p> <p>(予算編成方針案の委員会への付議等)</p> <p>第4条 学長は、会計規程第10条第1項に規定する予算編成方針案の作成にあたり、事前に<u>委員会</u>の議を経なければならない。</p> <p>2 学長は、予算編成方針を会計規程第8条第2項に規定する予算責任者(以下「予算責任者」という。)に示さなければならない。</p> <p>(予算案の作成)</p> <p>第5条(略)</p> <p>1・2(略)</p> <p>3 予算総括責任者は前項の規定により提出された予算案に基づき、会計規程第11条第1項に規定する予算案を作成し、学長へ提出するにあたり、事前に<u>委員会</u>の議を経なければならない。</p> <p>4(略)</p>

第5条～第10条（略）

（予算の補正）

第11条（略）

2 予算総括責任者は、補正予算案を作成し、学長へ提出するにあたり、事前に大学運営会議に諮るものとする。

3～5（略）

第12条～第13条（略）

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

【改正理由】

財務委員会規程の廃止に伴う所要の改正を行うものである。

第6条～第11条（略）

（予算の補正）

第12条（略）

2 予算総括責任者は、補正予算案を作成し、学長へ提出するにあたり、事前に委員会の議を経なければならない。

3～5（略）

第13条～第14条（略）